

埼玉県学校教育情報化推進計画の概要

1 計画の根拠

学校教育の情報化の推進に関する法律 第9条第1項

2 計画の位置付け

「学校教育の情報化の推進に関する法律」に基づき、国の「学校教育情報化推進計画」を基本とし、第4期埼玉県教育振興基本計画を踏まえて策定する。

3 計画の期間

令和6年度から令和8年度まで（3年間）

4 計画の対象

- (1) 県立学校の学校設置者の責務として実施する学校教育の情報化の推進に関する方針・施策等に関すること
- (2) 市町村への指導・助言に関すること
- (3) 教職員の研修・資質向上に関すること
- (4) その他関係機関等との連携に関すること

5 計画の内容

(1) 学校教育の情報化の現状と課題

ア 児童生徒の活用状況

現状 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校、いずれの学校においても授業でICTが活用されている。

課題 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実のために、ICTを授業でより効果的に活用することが必要

イ 教員の指導力

現状 教員個々の能力に応じてICTが指導に活用されている。

課題 ICTを活用した指導力向上のため研修の充実を図るとともに、学校や教員間でICT活用にはらつきが生じないよう取り組むことが必要

ウ 環境の整備

現状 端末や教育クラウド等のICT環境の整備が進んでいる。

課題 家庭の状況や児童生徒個人の多様な教育的ニーズに応じた適切なICT環境の整備を継続するとともに、教育データの利活用に向けた取組が必要

エ 推進体制と校務

現状 ICT活用事例を県と市町村で共有する取組や、校務へのICT活用が進んでいる。

課題 ICTを活用した授業改善のため関係機関等による更なる連携を図るとともに、校務改善のため各種システム等を活用した取組の一層の推進が必要

(2) 基本方針

基本方針 1 児童生徒の資質・能力の育成

ICTの効果的な活用を推進し、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図り、児童生徒の情報活用能力を育成する教育を実践するとともに、多様な教育的ニーズを要する児童生徒へのきめ細かな対応の充実を図ります。

基本方針 2 教員のICT活用指導力の向上

教員のICT活用指導力向上のための研修の充実や学校において推進力となる中核的人材の育成を進めるとともに、教員のICT活用をサポートする外部人材による支援を行います。

基本方針 3 ICT活用環境の整備

ICT活用のための環境整備を行うとともに、児童生徒の個人情報の保護と情報セキュリティ対策等に取り組み、併せて1人1台端末を前提とした教育データの利活用について調査・研究を進めます。

基本方針 4 ICT活用推進体制の整備と校務DXの推進

全県を通じた教育の情報化を推進するため市町村との連携体制を整備するとともに、ICTの活用による校務の改善に取り組みます。

(3) 基本方針に基づく施策と取組

基本方針	施策	主な取組（抜粋）
1	① ICTの効果的な活用による学びの変革	<ul style="list-style-type: none"> ・各教科等の特質に応じたICTを活用した授業実践 ・教科等横断的な学習等におけるICTを活用した授業実践
	② 情報活用能力を育成する教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・「情報活用能力体系表 埼玉モデル」の活用 ・DXハイスクール採択校での実践 ・情報モラルを育成する教育の推進
	③ 多様な教育的ニーズを要する児童生徒の学びへのICT活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・障害の特性に応じた学習活動の推進 ・ICTを活用した教育機会の充実
	④ 健康面への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発資料の活用 ・ネット依存等に関する動画の作成・活用
2	① 教員の資質向上のための研修の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・研修（年次・要請等）の充実 ・「埼玉県立学校版 教師のICT活用指導力向上のためのルーブリック」の活用
	② 中核となる人材の育成と指導・活用方法の共有	<ul style="list-style-type: none"> ・ICT活用プロジェクトの実施 ・ホームページ等での事例共有 ・外部人材の活用
	③ 調査研究の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ICTを活用した遠隔授業の導入に向けた実証 ・個別最適な学びの研究 ・「心の健康観察」の研究

(3) 基本方針に基づく施策と取組

基本方針	施策	主な取組（抜粋）
3	① ICT教育環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・1人1台端末の整備 ・新たなネットワークの構築 ・市町村端末の共同調達の実施
	② 個人情報の保護・情報セキュリティ対策等の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員向け研修会の実施 ・教育情報セキュリティポリシーの策定 ・著作権等に関する研修の実施
	③ 教育データの利活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・個別最適な学びの研究【再掲】 ・「心の健康観察」の研究【再掲】
4	① 広域的な連携体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ICT活用プロジェクトの実施【再掲】 ・ホームページ等での事例共有【再掲】 ・外部人材の活用【再掲】
	② 校務の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・クラウドサービス等の活用 ・各種システム（校務・採点・出願など）の活用 ・新たなネットワークの構築【再掲】

(4) 計画の推進

ア 社会全体で取り組むための役割分担と共通理解の促進

国、都道府県、市町村、学校が役割分担の下で、協力して取り組んでいくことが重要と認識し、家庭や地域等の関係者が、学校教育におけるICT活用の意義やその方針等について共通理解を図り、取り組んでいくことで、社会全体で本計画を推進していきます。

イ 計画の着実な実現（指標設定）

基本方針	指標	現状値	目標値
1	児童生徒のICT活用を指導できる教員の割合*1	81.7% (令和4年度)	100% (令和8年度)
2	授業にICTを活用して指導できる教員の割合*1	80.3% (令和4年度)	100% (令和8年度)
3	学習者用コンピュータ*2の更新・整備状況	—	95% (令和8年度)
4	教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用できる教員の割合*1	90.4% (令和4年度)	100% (令和8年度)

*1 文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」

*2 埼玉県公立学校情報機器整備基金の対象となる端末